

「健やか親子21」応援メンバー規約

従来、「健やか親子21」は、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する母子保健の国民運動として展開されてきましたが、令和5年度以降は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）第11条第1項に規定する成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）に基づく国民運動として、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進します。

1. 目的

「健やか親子21」応援メンバー（以下「応援メンバー」という。）とは、すべての子どもが健やかに育つ社会を目指して、国民運動である「健やか親子21」を一体となって推進していく地方公共団体、企業、団体、大学（部局を含む。）等（政治団体及び宗教法人を除く。）のことであります。

「健やか親子21」応援メンバー規約（以下「本規約」）は、応援メンバーが活動を行うにあたり遵守すべき事項を定めるものです。

2. 応援メンバーの登録資格

- (1) 地方公共団体、企業、団体、大学（部局を含む。）等（政治団体及び宗教法人を除く。）は、「健やか親子21」事務局（以下「事務局」という。）に対し、応援メンバーとしての登録を求められます。本登録に当たり、費用はかかりません。
- (2) 以下(3)に規定される参加登録の手続きをもって、「健やか親子21」の趣旨に沿った活動の推進に努めること及び本規約（更新後の内容を含む。）を遵守することに同意したものとみなします。
- (3) 登録を希望する地方公共団体、企業、団体、大学（部局を含む。）等は、「健やか親子21」のホームページ上の「取組のデータベース」にて新規事業者登録申込みを行い、「健やか親子21」事務局（以下「事務局」という。）が資格を確認した上で、応援メンバーとして登録されます。
- (4) 公序良俗に反する営業を営むもの又は事務局若しくは子ども家庭庁が応援メンバーとして不適当と認めたものについては、事務局は応援メンバーとしての登録を行わず、登録後であっても、「健やか親子21」の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、事務局又は子ども家庭庁が登録を取り消す場合があります。
- (5) 応援メンバー（登録を求めるとを含む。）(6)において同じ。）の担当者及びその連

絡先などに関する情報については、事務局からの連絡以外の用途に使用することは
ありません。

- (6) 応援メンバーの担当者及びその連絡先などに関する情報に変更があった場合は、すみ
やかに「取組のデータベース」上のマイページにて事業者登録内容の修正を行って
ください。

3. 応援メンバー資格の有効期間

応援メンバー資格の有効期間は、登録年月日から当該年度末（3月末日）までとし、当
該有効期間終了の2ヶ月前までに、事務局による有効期間終了の通知がない限り、有効
期間が翌年度末に自動更新されるものとし、以後も同様とします。

4. 活動内容

- (1) 「すべてのこどもが健やかに育つ社会」の実現に資する活動を行います。
- (2) 応援メンバーは、活動の報告として、「健やか親子21」ホームページ上の「取組の
データベース」に取組の内容を随時ご登録ください。
※「取組のデータベース」とは、応援メンバーの活動を報告する場であり、取組内容について、応
援メンバー間での情報共有や広く周知することを目的にしています。
- (3) 公序良俗に反する営業を営むもの、特定の政治活動や宗教活動に利用する疑いがある
もの等は、「取組のデータベース」に登録できません。また、事務局又はこども家庭
庁が不適当と認めたものについては、「取組のデータベース」への登録申請があつて
も事務局はその登録申請を承認せず、承認後であっても、本データベースの趣旨に反
することが明らかであると認められる場合には、事務局又はこども家庭庁が登録を
取り消す場合があります。
- (4) 応援メンバーは、事務局から要望があつた場合には、適宜アンケート調査にご協力く
ださい。
※アンケートは、「健やか親子21」の推進やアンケート実施以降の計画立案に資する資料の収集
などを目的とするものです。アンケートの回答内容については統計的に処理し、組織が特定される
ような形式で公表することは一切ありません。

5. シンボルマーク「すこりん」の使用等

- (1) 応援メンバーは、「健やか親子21」のシンボルマークである「すこりん」を、「健や
か親子21」に関わる普及啓発に無償で使用することができます。
- (2) 応援メンバーの保有するウェブサイト上、広報その他活動において、「健やか親子2
1」のシンボルマークである「すこりん」を提示することができます。
- (3) 応援メンバーは、「すこりん」の使用に当たり、「『すこりん』使用規程」を遵守して
ください。
- (4) 「すこりん」の使用可能期間は、上記2による登録年月日から上記3.に規定されるメ
ンバーの有効期間の終了までとします。

6. 指導等

事務局は、応援メンバー又はその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該応援メンバー等に対し、理由を伺った上、是正をお願いすることがあります。

- (1) 本規約に違反し、又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 「すこりん」使用規程に違反し、又はその疑いがあると認められる場合
例) 「すこりん」を商品に添付し、詐欺行為を行った場合
例) 「すこりん」の使用において、「健やか親子21」の趣旨に反する場合
- (3) 活動報告に虚偽の内容又は「健やか親子21」の信頼を傷つける内容が含まれている場合
- (4) その他「健やか親子21」の趣旨に反する行為を行い、又はその疑いがあると認められる場合

7. 登録の取りやめ等

- (1) 応援メンバーは、事務局に対し、規定の辞退届を提出することにより、いつでも応援メンバーへの登録を取りやめることができます。なお、この場合、上記5.(4)に定める「すこりん」の使用可能期間にかかわらず、取組を取りやめ後は、「すこりん」を使用してはならないものとします。ただし、「すこりん」の使用可能期間中に「すこりん」を使用して作成した印刷物その他制作物については、事務局に在庫数量を報告の上、当該在庫に限り使用できるものとします。
- (2) 前項の場合においても、事務局は、応援メンバーの過去の参加に伴う活動報告等に関する情報を保有し、「健やか親子21」に関する活動に利用することができるものとします。

8. 資格の取消し

事務局は、応援メンバーが次のいずれかに該当する場合、当該メンバーの登録資格を取り消すことがあります。

- (1) 倒産、解散したとき
- (2) 「健やか親子21」に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき
- (3) 第三者への活動の強制や、利益誘導と疑われる行為を行ったと認められるとき
- (4) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
- (5) 応援メンバーが本規約又は「『すこりん』使用規程」に違反し、事務局による是正勧告に従わない場合
- (6) 活動報告の内容に虚偽の内容又は「健やか親子21」の信頼を傷つける内容が含まれており、事務局による是正勧告に従わない場合
- (7) 反社会的組織とのつながりが発見された場合
- (8) 事務局の事前の書面による承諾なく、本規約上の応援メンバーの地位及び本規約から

- 生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保に供した場合
- (9) 他人名義での申請、その他虚偽の申請内容が判明した場合
 - (10) その他「健やか親子」21及び事務局の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

10. 規約の改訂

本規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。

附 則

- 本規約は、平成30年2月28日から施行します。
- 本規約は、令和2年3月30日から施行します。
- 本規約は、令和5年5月25日から施行します。